

消費者契約法の一部を改正する法律（平成28年法律第61号）

消費者と事業者との間の情報・交渉力の格差に鑑み、**契約の取消しと契約条項の無効等**を規定

1. 契約の取消し

<現行規定>

事業者の以下の行為により契約を締結した場合、消費者は取消しが可能

- ① 不実告知（重要事項【＝契約の目的物に関する事項】が対象）
- ② 断定的判断の提供
- ③ 不利益事実の不告知
- ④ 不除去／除去妨害

<課題>

高齢者の判断能力の低下等につけ込んで、大量に商品を購入させる被害事案

契約の目的物に関する不実告知による被害事案（例：床下にシロアリがおり、家が倒壊）

取消権の行使期間を経過した被害事案

<改正内容>

過量な内容の契約の取消し
（新たな取消事由）

重要事項の範囲の拡大

行使期間の伸長
（短期を6か月→1年に伸長）

○ このほか、取消しの効果についても規定

○ このほか、消費者団体訴訟制度（差止請求）に関する規定が置かれている

2. 契約条項の無効

<現行規定>

- 消費者の利益を不当に害する条項は、無効
- ① 事業者の損害賠償責任を免除する条項
 - ② 消費者の支払う損害賠償額の予定条項
 - ③ 消費者の利益を一方的に害する条項（「一般条項」）

⇒ 【10条】①民法、商法等の任意規定の適用による場合と比べ消費者の権利を制限する条項であって、
②信義則に反して消費者の利益を害するものは無効

<課題>

消費者の解除権を一切認めない条項の存在（→欠陥製品であっても残金を支払い続ける）
（例：「いかなる場合でも解除できません」）

法10条の①は明文の規定だけでなく、一般的な法理等も含むとする最高裁の判決

<改正内容>

事業者の**債務不履行等の場合でも、消費者の解除権を放棄**させる条項（無効とする条項の追加）

法10条に例示を追加
（※）

（※）消費者の不作為をもって意思表示をしたものとみなす条項

○ このほか、「民法の規定による」という文言を削除

○ 施行期日は、公布日から起算して1年を経過した日（平成29年6月3日）

消費者契約法の一部を改正する法律（平成30年法律第54号）



経緯

平成28年改正

- ・過量契約の取消権
- ・消費者の解除権を放棄させる条項の無効等

【衆・参消費者特委 附帯決議】
今後の検討課題について
必要な措置を講ずる旨

消費者
委員会
答申
(29年8月)

平成30年改正

消費者と事業者の交渉力等の格差に鑑み、
消費者契約に関する被害事例等を踏まえ対応

取り消しうる不当な勧誘行為の追加等

① 社会生活上の経験不足の不当な利用

(1) 不安をおおる告知

例：就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と告げ勧誘

(2) 恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用

例：消費者の恋愛感情を知りつつ、「契約してくれないと関係を続けない」と告げて勧誘

② 加齢等による判断力の低下の不当な利用(※)

例：認知症で判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ「この食品を買って食べなければ、今の健康は維持できない」と告げて勧誘

③ 霊感等による知見を用いた告知(※)

例：「私は霊が見える。あなたには悪霊が憑いておりそのままでは病状が悪化する。この数珠を買えば悪霊が去る」と告げて勧誘

④ 契約締結前に債務の内容を実施等

例：注文を受ける前に、消費者が必要な寸法にさお竹を切断し、代金を請求

⑤ 不利益事実の不告知の要件緩和

例：「日照良好」と説明しつつ、隣地にマンションが建つことを故意に告げず、マンションを販売
→ 故意要件に重過失を追加

無効となる不当な契約条項の追加等

① 消費者の後見等を理由とする解除条項

例：「貸借人(消費者)が成年被後見人になった場合、直ちに、貸借人(事業者)は契約を解除できる」

② 事業者が自分の責任を自ら決める条項

例：「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負う」

※衆議院において追加された規定

事業者の努力義務の明示

① 条項の作成：解釈に疑義が生じない明確なもので平易なものになるよう配慮

② 情報の提供：個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供

○施行期日は、公布日から起算して1年を経過した日
(平成31年6月15日)